

キーワードの使用状況から読み解く国家防衛戦略の特徴

樋道 明宏

はじめに

昨年12月16日、いわゆる戦略三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画）が閣議決定され、平成30年に策定された防衛計画の大綱（30防衛大綱）に代わるものとして、初めて「国家防衛戦略」と銘打った文書が策定された。

従来の防衛計画の大綱においては、おおむね10年程度の期間を念頭においた将来の自衛隊の体制についての記述があったが、今回の戦略文書体系では、自衛隊の体制については防衛力整備計画で示すこととされ、これによって、国家防衛戦略は、防衛の目標を設定し、それを達成するための方法と手段を示すという、防衛戦略に特化した文書となった。

もともと、30防衛大綱も、「我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示」との記述があったように、自衛隊の体制に関する部分を除けば、国家防衛戦略と重なる部分が多い。

そこで、本稿では、両文書におけるキーワードの使用状況を比較し、どのような用語が新たに用いられ、あるいは用いられなくなったか、また、使用回数が大きく増減した用語は何かを見ることで、30防衛大綱と比べた国家防衛戦略の特徴を論じてみたい。

なお、筆者は、戦略三文書の策定作業前の昨年7月に防衛省を退職しており、以下の内容は、あくまでもキーワードの使用状況という外形的に読み取れるものを、筆者の個人的見解として記したものであることとお断りしておく。

（注）本稿において、用語の使用回数は、本文中におけるものに限り、目次、見出し、別表は含まない。

1 安全保障環境についての認識の変化 — 「一方的な現状変更」に対する危機感

主な用語	30防衛大綱	国家防衛戦略
不確実性	6	0
新たな危機	0	2
現状変更	3	27
挑戦	0	4
中国	9	29
ロシア	3	17
北朝鮮	6	6
台湾	0	6

我が国を取り巻く安全保障環境について、30防衛大綱では、25防衛大綱を策定した際に想定したものよりも「格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している」と総括していた。安全保

障環境を表すキーワードは「厳しさ」と「不確実性」であったが、このうち、「不確実性」は、30防衛大綱で新たに用いられたものであり、6回繰り返し使用されていた。

しかしながら、国家防衛戦略においては、「不確実性」との表現は姿を消した。「戦略環境の変化」としてまずもって強調されているのは、「力による一方的な現状変更やその試みは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する深刻な挑戦」であり、「国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつある」との認識である。「新たな危機」というのは、30防衛大綱ではなかった新しい表現である。その危機をもたらすのが、力による一方的な現状変更やその試みであり、30大綱では3回しかみられなかった「現状変更」という用語が、国家防衛戦略では、「一方的な現状変更」というキーワードとして、全編を通して実に27回も登場する。国家防衛戦略においては、力による一方的な現状変更やその試みへの対応が全体を通しての重要なテーマになっている。

こうした安全保障環境についての認識の変化をもたらした最大の要因がロシアのウクライナ侵略であることは言うまでもない。国家防衛戦略では、ロシアのウクライナ侵略について11回も言及され、「ロシア」の言及回数も、30防衛大綱の3回から17回に大幅に増加した。

一方的な現状変更の主体として懸念されているのは、ロシアのみではない。既に30大綱においても指摘されていたところであるが、国家防衛戦略においても、中国の一方的な現状変更やその試みが指摘され、「中国」の言及回数は、9回から29回に大幅に増加している。弾道ミサイルの発射を繰り返し、「従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている」とされる「北朝鮮」の言及回数が6回で変わっていないことと比較しても、その増加は際立っている。

また、30防衛大綱で直接言及のなかった「台湾」に6回も言及されていることも、注目すべき点である。

さらに、国家防衛戦略は、上述のように、力による一方的な現状変更やその試みを「挑戦」と捉えており、これは、今回初めて使用された特徴的な表現であるが、この「挑戦」というキーワードが4回使用されているうち、国別の記述において使用されているのは、中国についての「最大の戦略的挑戦」との表現のみである。そして、中国について最後に記述されている「我が国の防衛力を含む総合的な国力と同盟国・同志国等との協力・連携により対応すべきもの」というフレーズは、国家防衛戦略の対応の考え方を簡潔に表現する内容となっている。

以上の点からすると、中国による台湾に対する力による一方的な現状変更の試みにどのように対応するかが、国家防衛戦略の課題として意識されているように見受けられる。

2 我が国の防衛目標の特徴 — 「同盟国・同志国との連携」と「我が国への侵攻」への備え

主な用語	30防衛大綱	国家防衛戦略
同盟国	3	20
同志国	0	21
侵略	1	15
侵攻	7	35

上述の安全保障環境の認識を踏まえて、我が国の防衛目標として、第一に、「力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出すること」が掲げられている。30大綱における「我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する」との目標を「力による一方的な現状変更」というキーワードを用いて明確にしたものと言える。

第二の目標として、「我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止すること」、「これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を收拾すること」を、さらに、第三の目標として、「万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除すること」を挙げている。30防衛大綱において、「我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する」、「万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する」としていたものに対応するものである。

まず、我が国の防衛目標の中に、「同盟国」と「同志国」が登場することに注目したい。国家防衛戦略全体を通してみても、「同盟国」は20回、「同志国」は21回使用されており、重要なキーワードとなっている。30防衛大綱においては、「同盟国」が使用されたのは3回のみであり、「同志国」は使用されておらず、類似するものとして、「パートナー国」という表現がわずかに1回使用されていたのみであった。

ロシアのウクライナ侵略によって顕在化した力による一方的な現状変更という危機に国際社会が直面する中で、G7やNATO諸国等の協力・連携の重要性が改めて認識されたことの現れと理解される。

次に、注目したいのは、「我が国への侵攻」という表現である。これは、30防衛大綱で用いられた「侵害」や「脅威」に比して、より直接的な表現である。国家防衛戦略においては、「侵略」や「侵攻」という用語が、30防衛大綱に比べて多くみられる。

「侵略」という用語は、30大綱においては、「主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態」という部分で使用されていたのみであったが、国家防衛戦略においては、ロシアのウクライナ侵略で11回使用されているほか、例えば、「相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある」というように、一般化した形でも4回用いられている。「侵略」は、主に冷戦期に想定されていた単なる概念から、今日の現実の危険になったということであろう。

そして、「侵攻」という用語は、30大綱においては、上述の「着上陸侵攻」のほか、「侵攻部隊」、「侵攻を試みる艦艇」、「侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等」、「島嶼部等に対する侵攻」という限られた用例で7回用いられていたのみであるが、国家防衛戦略では、「我が国（自体）への侵攻」又は「我が国に対する侵攻」という表現が21回登場し、それらも含めて「侵攻」という用語が35回も使用されている。これも、「侵攻」と言えば「島嶼部等への侵攻」といった限定的な形であったものが、「我が国への侵攻」を念頭に置いて防衛戦略を考えなければならなくなったということを示しているのであろう。

3 我が国の防衛力の抜本的強化 — 「多次元統合防衛力」の変容

主な用語	30 防衛大綱	国家防衛戦略
多次元統合防衛力	1	2
抜本的	6	40
平時	10	1
グレーゾーン	4	1
新しい戦い方	0	10
領域横断	6	13
新たな領域	14	1
宇宙	34	25
サイバー	30	38
電磁波	22	15
認知領域	0	2
情報	38	68

国家防衛戦略は、30 防衛大綱において「平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できるよう、宇宙・サイバー・電磁波の領域と陸・海・空の領域を有機的に融合させつつ、統合運用により機動的・持続的な活動を行い得る多次元統合防衛力を構築してきた」とした上で、「これまでの多次元統合防衛力を抜本的に強化し、その努力を更に加速して進めていく」としている。新たな防衛力構想ではなく、「多次元統合防衛力」を継承するとしているわけである。

その上で、それを「抜本的に強化する」と宣明している。「抜本的」という用語は、国家防衛戦略に実に42回も登場する。30 防衛大綱においても「抜本的」という用語は使用されていたが、わずか6回であった。

「抜本的」とは、元来、物事の根本から改めることを意味する。字義どおり解すれば、名は同じ「多次元統合防衛力」ではあっても、内容は根本から改まったものとするということになる。

この点で注目されるのは、「多次元統合防衛力」の説明にある「平時から有事までのあらゆる段階」という用語が、国家防衛戦略では、30 防衛大綱について説明している当該部分でしか使用されていないということである。30 防衛大綱において10回使用された「平時」という用語の使用回数は、この1回のみとなった。実質的に、「平時」という用語は消えたと言ってよい。

そればかりか、30 防衛大綱では5回使用されていた「グレーゾーン」という用語も、日米共同対処で1回言及されているのみである。国家安全保障戦略においては、現在の安全保障環境について、「有事と平時の境目が曖昧になっている」という記述や「グレーゾーン事態が恒常的に生起している」との記述があることから、政府として「グレーゾーン」の重要性がなくなったと考えているわけではないようである。

上述のように、今般の国家防衛戦略において念頭に置く事態は「我が国への侵攻」へと重点を移しており、それに応じて目指す「多次元統合防衛力」も変容するというのではなかろうか。

他方で、「多次元統合防衛力」という名称を残したのは、念頭におく事態の重点が移っても、「宇

宙・サイバー・電磁波の領域と陸・海・空の領域を有機的に融合させつつ、統合運用により機動的・持続的な活動を行い得る」という、目指す防衛力の特性を踏襲しているからであろうと推察する。

国家防衛戦略では、30防衛大綱でキーワードであった「新たな領域」という表現こそ14回から1回に減ったが（今更「新たな」でもないということであろう）、「宇宙」は25回（30防衛大綱では34回）、「サイバー」は38回（同30回）、「電磁波」は15回（同22回）と引き続き多く登場し、「領域横断」という用語の使用回数は、6回から13回に増加している。

このように、その特性を維持しながら、「抜本的に強化された防衛力」と言い、それは「新しい戦い方に対応できるものでなければならない」と言う。「新しい戦い方」というのは、今回初めて登場し、10回も繰り返されているが、それについては、「これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上した弾道・巡航ミサイルによる大規模なミサイル攻撃、偽旗作戦を始めとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開、宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核保有国が公然と行う核兵器による威嚇ともとれる言動等を組み合わせた新しい戦い方」と説明されている。

これらに対応するために、宇宙・サイバー・電磁波を含めた領域横断作戦だけではなく、情報戦を含むハイブリッド戦、ミサイルに対する迎撃や反撃が新たな要素として特記されている。

では、具体的に防衛力の何を抜本的に強化するのであろうか。国家防衛戦略で、具体的な能力・体制・機能について「抜本的」に強化すると明記しているのは、以下の10か所である。

- ・情報保全及びサイバーセキュリティに関する取組
- ・スタンド・オフ防衛能力
- ・探知・追尾能力や迎撃能力
- ・領域横断作戦の基本となる陸上防衛力・海上防衛力・航空防衛力
- ・統合的な分析能力
- ・偽情報の流布を含む情報戦等に有効に対処するため、防衛省・自衛隊における体制・機能
- ・スタンド・オフ・ミサイルの運用に必要なISRを含む情報本部の情報機能
- ・他国の軍事活動等を常時継続的かつ正確に把握し、分析・発信する能力
- ・我が国全体のサイバーセキュリティに貢献する体制
- ・戦略的・機動的な防衛政策の企画立案の機能

多次元統合防衛力の中核というべき、領域横断作戦能力、スタンド・オフ防衛能力及び統合防空ミサイル防衛能力は当然であろうが、最も多く記載されているのが情報に関するものであることは注目に値する。スタンド・オフ・ミサイルの運用しかり、情報戦を含むハイブリッド戦への対応しかり、「新しい戦い方」を特徴づける部分において鍵となるのが情報であるということを示していると言えよう。

実際、30防衛大綱では、「情報機能の強化」が「領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項」とは別の「防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項」の1つとして、「人的基盤の強化」などと並べて記載されていたが、国家防衛戦略では、「指揮統制・情報関連機能」を「防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力」として挙げる7項目の1つに位置づけており、「情報」という用語の登場回数も、30防衛大綱の38回から、68回に大幅に増加している。

4 「抑止」と「反撃能力」の強調

主な用語	30 防衛大綱	国家防衛戦略
抑止	17	37
反撃	0	15
スタンド・オフ	1	19
ミサイル防衛	4	13

国家防衛戦略は、防衛力の抜本的強化の目的は、「力による一方的な現状変更やその試みを許さず、我が国への侵攻を抑止することにある。」としている。これまでの防衛大綱でも、我が国の防衛力及び日米同盟による抑止は重視されていたが、国家防衛戦略においては、「抑止」という用語が37回使用され、30防衛大綱の17回から倍以上に増加している。

その内訳を見ると、安全保障環境や一般的説明で使用されているのが0回から4回、米国又は日米同盟に関連して使用されているものが11回から10回であるが、我が国自身に関するものが6回から23回に大幅に増えていることが目を引く。

国家防衛戦略は、「我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である」としている。「反撃」というのは、30防衛大綱にはなかった表現であるが、国家防衛戦略で15回登場するキーワードである。

もともと、核保有国の脅威に対しては、核保有国でない我が国の反撃能力のみでは抑止力として十分ではない。このため、国家防衛戦略でも、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であることが強調されている。

ところで、抑止の鍵とされる反撃能力であるが、国家防衛戦略が「防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力」として挙げる7つの機能・能力に「反撃能力」という項目はない。反撃能力は、「統合防空ミサイル防衛能力」の中の1つの能力である。すなわち、反撃能力について、国家防衛戦略は、「相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛による迎撃を行い易くすることで、ミサイル防衛と相まってミサイル攻撃そのものを抑止していく」と説明している。「ミサイル防衛」という用語が30防衛大綱の4回から国家防衛戦略では13回へと増加しているが、そのうち6回は、反撃能力の説明のために用いられているものである。

また、反撃能力については、「スタンド・オフ防衛能力等を活用する」ものとされており、反撃能力のための能力を構築するのではないという趣旨と理解される。

ちなみに、スタンド・オフ防衛能力は、30防衛大綱で登場したものであるが、「スタンド・オフ」という用語は、本文中1回しか使用されていなかった。それが、国家防衛戦略では19回も繰り返し登場する。スタンド・オフ防衛能力については、「島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処する」と説明されており、この点は30防衛大綱から変わってはいない。ただ、単に「脅威圏の外から対処する」というだけでは、反撃能力として活用するには不十分であろう。国家防衛戦略では、「我が国への侵攻がどの地域で生起しても、我が国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊等を阻止・排除できる必要かつ十分な能力を保有する」としており、反撃能力のための能力ではないとは言え、射程の大幅な延伸やターゲティング能力の獲

得といった「抜本的」というにふさわしい能力の向上が意図されているものと理解する。

抑止について、もう一点指摘しておきたいのは、抑止の対象の拡大である。抑止の対象に言及している箇所が、30防衛大綱では3回、国家防衛戦略では15回あり、それを整理すると以下のとおりである。

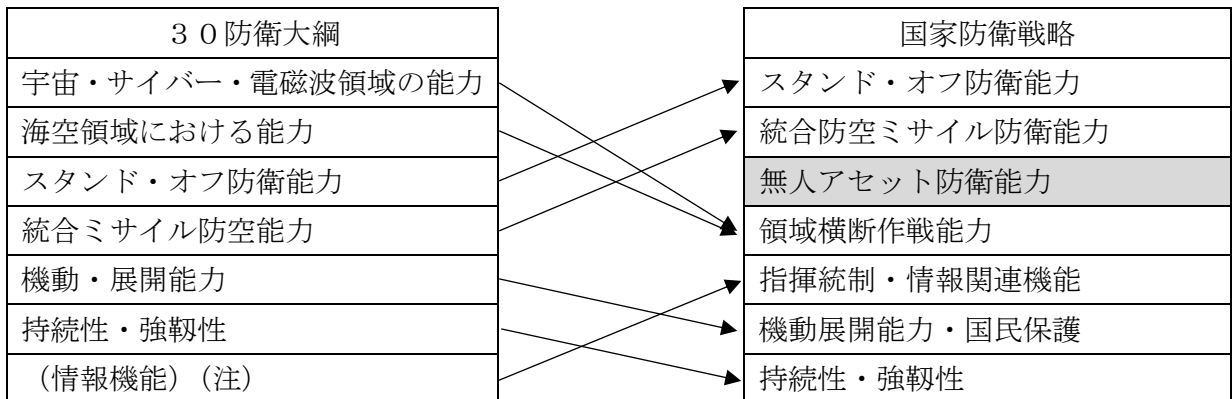
抑止の対象	30防衛大綱	国家防衛戦略
脅威（が及ぶこと）	3	1
我が国への侵攻	0	6
武力攻撃／ミサイル攻撃	0	2
力による一方的な現状やその試み	0	6

「我が国への侵攻」のみならず「力による一方的な現状やその試み」を抑止の対象としていることが注目される。国家防衛戦略では、「平時」や「グレーゾーン」への言及がなくなったと指摘したが、「我が国への侵攻」以外の事態についても、「力による一方的な現状やその試み」を「抑止」という形でしっかりと対応しようとしているものと理解される。もちろん、我が国以外で起きることについて、我が国で成し得ることには限りがある。訓練・演習等での同盟国・同志国等との連携や域内国への装備・技術の移転による能力向上が重視される所以である。

5 無人アセットの重視と人工知能（AI）の活用

主な用語	30防衛大綱	国家防衛戦略
無人アセット	0	17
無人	4	24
人工知能（AI）	3	5

国家防衛戦略は、防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力として、我が国の防衛上必要な7つの機能・能力を挙げているが、そのうち、30防衛大綱では独立した機能・能力として記載されていなかったのが、無人アセット防衛能力である。



(注)「防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項」において記述

「無人アセット」という用語は、30防衛大綱では見られなかった用語である。30防衛大綱においても、「無人」という用語は、「無人兵器システム」、「無人水中航走体」、「無人機部隊」及び「無人化」の4回使用されており、無人兵器への対処や無人機等の能力の必要性は認識されていた。ただし、種類や用途は限定的であり、記載されているのは、無人水中航走体(UUV)と監視用の無人機のみである。

国家防衛戦略では、「無人アセット」という用語に表されているように、無人の装備がより一般的なものとして想定されている。その種類は、「航空・海上・水中・陸上」と幅広く、用途についても、「情報収集・警戒監視のみならず、戦闘支援等の幅広い任務に効果的に活用する」としている。

さらに、有人装備や人工知能(AI)と組み合わせることにも言及しており、この分野での技術の進展を反映した内容となっている。「人工知能(AI)」は、国家防衛戦略に5回登場し、そのうち1回は諸外国の動向に関するものであるが、2回が無人アセットとの組み合わせ、後の2回は、指揮統制・情報関連機能に関するものである。

30防衛大綱でも、「人工知能(AI)」が3回登場するが、そのうち1回は諸外国の動向に関するもの、残り2回は、技術基盤の強化と人的基盤の強化の文脈で用いられていた。いずれも、将来の技術革新という位置づけであり、未だ人工知能(AI)を実際に使用するという段階には至っていなかったと考えられる。

30防衛大綱の策定から国家防衛戦略の策定まで、わずか4年間であるが、その間に人工知能(AI)は、未来の技術から我々にも身近な存在となっており、防衛分野でも実際に活用できる技術になったと言える。国家防衛戦略で明確に人工知能(AI)の活用をうたっているのは、無人アセットと指揮統制・情報関連機能のみであるが、ChatGPTがリリースされたのは昨年11月であり、この分野の進展には目覚ましいものがある。国家防衛戦略で言及されている以上に、より広範な分野での活用が見込まれ、それとともに活用のルールについての議論も深化することが期待される。

6 「我が国への侵攻」に対する実戦的な防衛能力及び総合的な防衛体制の重視

主な用語	30防衛大綱	国家防衛戦略
弾薬	2	9
燃料（「固体燃料」を除く）	2	5
可動	3	6
防衛施設（「防衛施設周辺」を除く）	0	3
衛生	4	7
機動展開／機動・展開	4	8
南西地域／南西方面	1	6
国民保護	1	7
国全体	0	10
（我が国の）国力	1	6

国家防衛戦略は、「迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにする必要がある」ため、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」を強化している。

30防衛大綱においては、「平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう」、「持続性・強靱性」を強化することが必要としていたことと比較すると、「我が国への侵攻」に際しての継戦能力に重きを置いていると言える。

特に、「将来にわたり我が国を守り抜く上で、弾薬、燃料、装備品の可動数といった現在の自衛隊の継戦能力は、必ずしも十分ではない」と率直に指摘した上で、それらの強化を図ろうとしていることは特筆すべき点である。裏を返せば、「我が国への侵攻」という事態を想定したときに、必要な能力と現状との乖離が大きい分野だということであろう。

まず、「弾薬」・「燃料」については、30防衛大綱では、弾薬・燃料等の「確保」、「安全かつ着実な整備・備蓄等」という2回の言及のみであったが、国家防衛戦略では、それぞれ9回、5回と大幅に増加し、弾薬・燃料等の「確保」、「輸送・保管」、弾薬の「生産能力の向上」、「製造態勢を強化」、「在庫の確保」など、内容も具体的になっている。

次に、装備品の「可動」という用語は、30防衛大綱では、「装備品の高い可動率の確保」という形で3回使用されていたが、国家防衛戦略では6回使用されている。そこでは、可動率の向上にとどまらず、「部品不足を解消して、計画整備等以外の装備品が全て可動する体制を確保する」と具体的な目標を示している。

また、持続性・強靱性に関しては、防衛施設の強靱化も重視している。「防衛施設」という用語は、30防衛大綱では「防衛施設周辺」対策という文脈で使用されていたのだが、国家防衛戦略では、「防衛施設」の「強靱化」や「抗たん性の向上」が合わせて3回言及されている。

さらに、国家防衛戦略は、自衛隊衛生について、「持続性・強靱性の観点から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織に変革する」とし、「衛生」という用語の登場回数も、30防衛大綱の4回から7回に増加している。

以上のように、国家防衛戦略は、持続性・強靱性に関わる各種の能力・機能の強化のための具体的施策を掲げており、我が国への侵攻に耐え得る実戦的な防衛能力を重視していることがうかがえる。

持続性・強靱性と併記されている機動展開能力については、国家防衛戦略は、「我が国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止するため」と明記しているが、これは30防衛大綱にはなかった表現である。「機動展開」又は「機動・展開」という用語の使用回数も、30防衛大綱の4回から8回と増加しているが、注目したいのは、自衛隊の体制整備の考え方の中で、機動展開先について「南西地域への島嶼部」と明記していることである。これに対応するように、「南西地域における空港・港湾施設等の利用可能範囲の拡大」、「南西方面の防衛態勢を迅速に構築可能な能力を獲得」することが記載されている。これらを含めて、国家防衛戦略では、「南西地域」又は「南西方面」という用語が6回登場する。30防衛大綱では、「南西地域における自衛隊の衛生機能の強化」の1回のみであった。その衛生機能に関して、国家防衛戦略では、「南西地域の第一線から本州等の後送先病院まで」とあるとおり、南西地域が第一線となることを明確にしている。

そして、その第一線となる地域の住民の避難が強く意識されていることも重要である。「自衛隊は島嶼部における侵害排除のみならず、強化された機動展開能力を住民避難に活用するなど、国民保護の任務を実施していく」と明記され、項目名も、機動展開能力と国民保護が併記されている。

こうした自衛隊の機動展開能力の住民避難への活用や陸上自衛隊が「沖縄における国民保護をも目的として、部隊強化を含む体制強化を図る」としていることに代表されるように、自衛隊が国民保護に関与する姿勢が示されている。その結果、「国民保護」という用語は、30防衛大綱の1回から7回に増加している。

それと軌を一にするのが、「国力を総合した国全体の防衛体制の強化」の必要性を強調していることである。「国全体」という用語は、30防衛大綱では使用されていなかったが、国家防衛戦略では10回も使用され、また、我が国の「国力」についても、1回から6回に増加している。

特に、個別の分野で、宇宙空間における能力向上とサイバーセキュリティの強化に関して、「国全体」と明記されていることは留意しておきたい。

7 防衛産業施策の充実

主な用語	30防衛大綱	国家防衛戦略
防衛産業（「非防衛産業」を除く）	2	10
（装備）移転	3	8

国家防衛戦略は、防衛生産・技術基盤を「いわば防衛力そのもの」と位置づける。「自国での装備品の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むために不可欠な基盤である」との考えからである。

その上で、防衛産業を「自衛隊の任務遂行に当たっての装備品の確保の面から、防衛省・自衛隊と共に国防を担うパートナーというべき重要な存在」としている。

30防衛大綱においても、「我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤である」としていたが、国家防衛戦略では、防衛産業のサプライチェーンの維持・強化、サイバーセキュリティを含む産業保全、さらには、適正な利益率を確保するための新たな利益率の算定方式の導入など、防衛産業に寄り添ったきめ細かい強化策に言及している。この結果、「防衛産業」という用語は、30防衛大綱の2回から10回に大幅に増加している。

防衛生産・技術基盤に関して、もう一つ重要な点は、防衛装備移転の推進を掲げたことである。

30防衛大綱では、「我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努める」と簡潔な記述にとどまっており、装備・技術に係る「移転」という用語も、この3回のみである。

国家防衛戦略においては、「防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる」と防衛装備移転の積極的意義を明らかにしており、このことは画期的と言えよう。その上で、制度の見直しに加えて、基金の創設や企業支援等の官民一体となった移転推進の具体的方策に言及しており、この結果、装備・技術に係る「移転」という用語の登場回数は8回に増加した。

おわりに

国家防衛戦略と30防衛大綱とのキーワードの使用状況を比較して、特に注目したい国家防衛戦略の特徴は、以下の点である。

- ① 安全保障環境の認識について、30防衛大綱では厳しさと「不確実性」がキーワードであったが、国家防衛戦略では「力による一方的な現状変更」がキーワードとなっており、それへの対応が全編をとおした重要なテーマとなっている。
- ② 「力による一方的な現状変更」やその試みを「抑止」するため、「同盟国」・「同志国」等との協力・連携が重視されている。
- ③ 30防衛大綱では、「グレーゾーン」を含む「平時」から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できることを重視していたが、国家防衛戦略では、「我が国への侵攻」に重点を移しており、それに応じて目指す「多次元統合防衛力」も変容している。
- ④ 防衛力の「抜本的」強化においては、「抑止」が従来以上に強調され、「反撃」能力や「無人アセット防衛能力」が新たな要素となっているが、「情報」が鍵となることが伺える。
- ⑤ 国家防衛戦略は、「我が国への侵攻」への備えとして、従来以上に、「持続性・強靱性」、「機動展開能力」・「国民保護」といった実戦的な能力や「国力」を総合した「国全体」の防衛体制の強化」を重視している。
- ⑥ 防衛省・自衛隊と共に国防を担うパートナーとして「防衛産業」に寄り添う姿勢を示し、装備・技術の「移転」について、特にインド太平洋地域における「力による一方的な現状変更」を「抑止」するとの積極的な意義づけの下、官民一体となった推進を掲げている。

こうした国家防衛戦略の特徴は、30防衛大綱策定後に生じたロシアのウクライナ侵略を踏まえたものであり、インド太平洋地域においても同様の危険が否定できない以上、国家防衛戦略の内容の着実な実現が求められる。

その際、留意する必要があると思われる点を最後に指摘しておきたい。

第一に、国家防衛戦略は、実戦的な防衛能力の構築に向けて、きめ細かく具体的な施策に言及しているのだが、一方で、防衛力の「抜本的」強化の象徴として、防衛関係費の増加や「反撃」能力にどうしても耳目が集まりがちである。防衛力整備が金額ありきになったり拙速に特定の能力に偏ったりせぬようにする必要がある。

第二に、国家防衛戦略は、「同盟国」・「同志国」等との協力・連携を重視するが、それがかえって協力・連携の範囲を狭くし、分断につながらぬようにしなければならない。国家防衛戦略がどのような国を「同志国」と考えているかについては、「普遍的価値と戦略的利益等を共有する」、「自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する」との記述が手掛かりとなろうが、友好国であっても、自由や民主主義という価値を共有しているとは言えない国や、地政学的条件から案件によっては戦略的利益を共有できない国もある。そうした現実には、ロシアのウクライナ侵略に際しての対応でも目の当たりにしたところである。国家防衛戦略が、協力・連携の相手を同盟国・同志国「等」としているのは、より広い連携・協力の余地を残すものではあるが、だからといって機会主義的に連携・協力相手を求めていたのでは、有効な抑止や対処は困難である。より多くの国が共感できる普遍的価値を提示し、我が国にとって死活的な案件で戦略的利益を共有できるよう平素から輪を広

げていくことが求められ、防衛外交の真価が問われるところである。

第三に、国家防衛戦略は、インド太平洋地域における「力による一方的変更やその試み」を「抑止」することに言及しているが、このことで我が国が域内覇権国を目指すといった誤解を招かぬようにする必要がある。「平時」や「グレーゾーン」は、あくまでも我が国から見た事態認識であるが、そうした表現が姿を消した一方で、インド太平洋地域における「力による一方的変更やその試み」を国際秩序への挑戦と捉えて、それを「抑止」するとしており、我が国の平和のみならず、インド太平洋地域の平和にも我が国が関与する姿勢を明らかにしている。これは、我が国が、その国力やG7という立場に応じた役割を果たすということであり、国際社会にとって歓迎すべきことであろうが、そのために装備・技術の「移転」を活用することと併せて、野心的な戦略変更と捉える向きもあろう。我が国が覇権国を目指すものでないことは、我々にとっては自明ではあっても、これまで以上に丁寧に説明を尽くすことが求められよう。